

審 議 経 過

(1) 第4次障害者計画および第6期障害福祉計画・第2期障害児福祉計画のたたき台について

(事務局)

- ・本日は、計画のたたき台についてご説明したい。
- ・前回会議では、この委員会の役割や障害者計画や障害福祉計画について説明を行うとともに、現計画の振り返り、そして新しい計画の骨子案について協議した。
- ・前回会議では非常に多くの意見を頂戴した。資料に書いているのはほんの一部だが、計画のたたき台にも反映させていただいている。時間が許せば後もって少し触れたい。

- ・たたき台の中身の説明に入りたい。中表紙をはさんで前半の46ページまでが障害者計画、後半が障害福祉計画・障害児福祉計画となっている。

- ・はじめに障害者計画の概要だが、計画の内容については、先の委員会でもお話したように、市の障害福祉施策の基本的な方向性を定める計画である。
- ・計画期間は令和8年度までの6年間としている。
- ・基本理念は、現計画の基本理念を継承し「支えあい 自分らしく生きるまち いまり」としている。
- ・基本理念についても第3次計画と同じである。現在の潮流とかけ離れていれば修正も考えたが、平成30年に策定された国の障害者基本計画の基本理念には、「共生社会」、「自らの決定に基づき社会の活動に参加」、「自己実現」、という言葉が使われていることから、この基本理念をさらに推し進めていくべきであると考え、基本理念を継承している。

- ・障害者計画は第1章から4章で構成する。
- ・第1章では、計画の趣旨や策定体制など計画のあらましについて書いている。たたき台の1ページから8ページに該当する箇所である。
- ・続く9ページから17ページは第2章として、市内の人口や世帯の推移、それから障害ごとの現況、主に手帳所持者の推移などについて記載している。
- ・続く第3章では、「計画の基本的な考え方」と題して、先ほど申した基本理念と、3つの基本目標を掲げている。
- ・「安心して生活できる環境づくり」、「福祉サービスの充実」、「参加しやすい地域づくり」という大枠は、現計画と変わるところはないが、今回の計画では、基本理念の考えをより反映するため、新たに「地域で支えあい」、「障害の特性などに配慮」、「社会のバリアを取り除く」という言葉を付け加えている。

- ・続く第4章が、障害者計画のメインとなる部分となる。
- ・先ほど、3つの基本目標があると申したが、これに即して7つの基本施策を定めている。
- ・基本目標(1)には、「啓発・広報」、「生活環境」、「保健・医療」など、障害のある人が安心して暮らすための理解促進であるとか、バリアフリー、保健や医療などの取組について定めている。
- ・基本目標(2)では、「生活支援」、「教育・育成」と題して、障害福祉サービスや児童通所支援などの取組を位置づけている。
- ・基本目標(3)では、「雇用・就業」、「情報アクセシビリティ・意思疎通支援」という項目を掲げて、就業による社会参加と、それらを妨げる社会的障壁の除去などについて定めている。
- ・基本施策を個別に見ていくと、まず「啓発・広報」については、大きく2つ、「障害に対する理解の促進」と「権利擁護の推進と差別解消」という項目を設けている。
- ・ここでご紹介したいのは、成年後見制度と障害者差別解消である。いずれも平成28年に法律ができており、現計画が平成27年3月に完成しているため、現計画では簡単に触れられているだけだったが、近年、よりクローズアップされているので項目として新たに掲げるものである。
- ・次の「生活支援」については、3つの項目を挙げており、内容は現計画と大きく変わるところはない。
- ・新たに対応を要するものとして、1年延期されて2024年に佐賀県での開催が予定されている「国民スポーツ大会」を挙げている。市内においてもフライングディスク競技の開催が予定されていることから、大会運営のほか、選手やその支援者の円滑な移動や宿泊などの対応が必要になってくるものと思われる。
- ・現計画ではこれらに加え「精神障害のある人への支援」という項目を挙げていたが、後で出てくる「保健・医療」という項目に移動している。
- ・理由としては、障害福祉サービスは、障害の種類によらず一元的に提供されるものであるとともに、また、精神障害のある人への支援については、施設入所や病院への入院から地域での生活へ移行を推進する中では、どうしても医療との関わりが不可欠であるので、「保健・医療」の項目に移動したところである。
- ・次の「生活環境」では、4つの項目を挙げている。いずれも安心して生活していく上での基盤となるものである。
- ・「地域生活支援拠点」という言葉があるが、聞きなれない用語と思うので簡単にご説明すると、国が各市町村に設置を求めているもので、障害のある人の地域生活、特に親亡き後を見据え、その生活を支援するため、例えば24時間365日の相談対応や、虐待などの際

の緊急時の受け入れ先の確保、専門的な人材の育成などの機能を、地域で確保する体制のことである。

- ・今申したような機能はこれまでもなかったわけではないが、制度化することで安心感をより担保するというねらいなのではないかと考える。
- ・なお、全国で設置が義務付けられているが、佐賀県は全国でも割と早い段階で整備が進んでいるそうである。
- ・伊万里市では、平成 30 年 10 月に有田町と共同で、市内の社会福祉法人への委託というかたちで地域生活支援拠点の整備はいったん完了している。
- ・このため計画の上では、体制整備の次の段階として、効果的な運用という点を記載しているところである。

・次の「教育・育成」では 3 つの項目を挙げており、いずれも現計画の取組を継承するものである。

・新たなものとしては、ペアレントプログラム講座を挙げている。ペアレントトレーニングとも呼ばれるが、発達が気になる子どもや自閉症、知的障害のある子どもを養育する保護者に向けた訓練・研修である。

・これは、家庭内で子どもと関わりながら、日常生活で起こる困難を解消することで、子どもの発達を促したり、問題行動を減らしたりすることを目指し、子どもの最大の理解者であるべき保護者が、専門家から家庭での接し方を学ぶものである。

・県の担当者と話をしたときに、発達が気になる児童が大幅に増え、児童発達支援や放課後等デイサービスは増えているものの施設の数が追いつかない状況が懸念される中、発達が気になるとされる児童の中には、愛情不足に起因するケースも多いとの医師の見解もあるとのことであり、そうしたケースを少なくするためのアプローチである。

・県内で実施している機関として、県の発達障害者支援センターが鳥栖市と多久市にあるが、県では各市町でもペアレントプログラム講座を開催できる体制づくりを進められていることから、伊万里市としてもそれを積極的に支援していこうと考えている。

・また、補足で申し上げると、日中一時支援事業について掲載している。この事業は、障害のある人を介護する家族の就労や休息、いわゆるレスパイトを提供するための施設での預かり事業であり、新しい取組みというわけではないが、第 1 回目の委員会でも家族支援の必要性についての意見があり、実際にニーズが増しているので、あえて強調して記載しているところである。

・次に「雇用・就業」である。

・この項目では、障害者就業・生活支援センターという言葉がでてくるが、これは、その名が示すように障害のある人の就業に向けた相談対応や生活面での支援を行う事業所で、県内でも 4 か所しかなく、そのうちの 1 か所が伊万里にあるということで伊万里の強みだったわけだが、地域の実情を申すと今年度をもって事業を撤退されることとなった。

- ・これにより佐賀県北西部において障害者就業・生活支援センターが存在しなくなることが懸念されたが、幸いにして佐賀県の尽力により、唐津市で就労継続支援事業所B型と就労移行支援を運営されている法人が、新たに障害者就業・生活支援センターを立ち上げられ、伊万里市もカバーしていただくことになった。
- ・しかしながら、従来から近くにあった事業所がなくなることで、今後はいかにその穴をカバーしていくかが課題となる。
- ・次の「保健・医療」は3つの項目を挙げている。現計画から、新たに「精神保健の充実」を加えている。
- ・新たな項目としては、地域包括ケアシステムがあり、これは高齢者福祉の分野で進んでいる地域包括ケアシステムの考え方を、精神に障害がある人への支援について当てはめようという考えであり、住み慣れた地域で自分らしい生活ができるよう、地域内で助け合う体制のことである。
- ・例えば、医療はかかりつけ医が、生活支援は障害福祉サービス事業所のほか、自治体やボランティア、NPOなどが主体となって関与することで、入院医療中心から地域生活中心への移行を促進しようというものである。
- ・何をもちて完成するのか、ゴールが見えにくい取組みとなるが、基本となるのは、既存の社会資源のネットワークであるので、関係機関による協議の場を設けることを計画に掲げている。これについては伊万里保健福祉事務所と緊密に連携して、取り組むこととしたい。
- ・最後は「情報アクセシビリティ・意思疎通支援」である。
- ・現計画では「情報・コミュニケーション」としているが、国の障害者基本計画で「情報アクセシビリティの向上及び意思疎通支援の充実」という項目が挙げられているので、それに準拠した表現とした。
- ・アクセシビリティというのは、「利用しやすさ」を表す語であり、パソコンやスマートフォンなどによる情報の受け取りやすさ、あるいはハードウェアやソフトウェアの工夫により、障害のある人や高齢者、外国人を含む多くの人が不自由なく情報を得られるようにすることを指す言葉である。
- ・項目は2つ挙げており、新たなものとしては、市では動画を使って情報を発信するケースが増えているが、発信する動画に字幕や読んでいる原稿そのものなどの文字情報を付け、聴覚障害のある人でも内容がわかるよう配慮する取組みを挙げている。他にも、市長からの市民への重大なメッセージなどを発信する際には、文字情報だけでなく、手話通訳を付けるなどの取組みを、最近では積極的に実践しているところである。
- ・基本施策の内容は以上になる。
- ・次に、計画では今申した7つの基本施策ごとに成果目標を掲げているが、今回、大幅に内容を変えようと考えているため、その点についてご紹介したい。

- ・資料では表を使って例を示しており、向かって左側は、第3次計画での成果目標、右側には新しい計画での成果目標案を示している。
- ・例えば、「生活支援」の項目では、成果を測る指標として、現計画では「相談支援窓口の設置」という目標を掲げていた。計画策定時の平成26年度はこれが5か所あり、計画終了時の令和2年度末も同じ5か所をキープするという目標だった。
- ・ただ、相談支援窓口とはどこを指すのか、解釈の仕方によって多くも少なくもできるのではないかと感じるところである。
- ・また、「教育・育成」では、「児童発達支援事業の内容の充実」という目標を掲げていた。計画策定時は「窓口のPR」、計画終了時の目標も「窓口のPR」となっており、考え方としては、PRを継続して実施するという意味合いではあるが、内容の充実というタイトルと窓口のPRという内容が今一つ合致していないのではないかと感じるところである。
- ・そのほかにも、全体的に、何をするのか、どういう活動をするのか、という指標が多く、成果を測るというよりも、どちらかと言えば活動を測る指標となっていることから、資料の右側に示しているように全体的な変更を考えている。
- ・要はサービスを受ける市民の人たちがどのように感じているのか、ということアンケートで把握し、成果を測る指標にしたいと考えている。
- ・例えば「生活支援」の項目では、「相談支援窓口の設置」という目標から、「福祉についての相談体制についての満足度」と変更したい。今年度調査では14.6%の人が「満足」、「やや満足」と答えているが、これを計画終了時には20%にまでもっていかうという目標としている。
- ・資料に挙げているのはあくまで一例であり、このような考えにしたがって全体的に目標を見直している。
- ・障害者計画については以上である。
- ・続いて、障害福祉計画・障害児福祉計画についてご説明したい。
- ・概要については前回の委員会でご説明した内容と重複する。
- ・障害者総合支援法と児童福祉法により市町村に作成が義務付けられており、その内容は、伊万里市の障害福祉サービスや児童通所支援と呼ばれる障害児への福祉サービスの今後の必要な量の見込などを定めるものである。
- ・計画期間は、先ほどの障害者計画の半分の3年間となる。
- ・こちらの計画にも基本理念を掲げている。
- ・障害者計画はキャッチフレーズ的な基本理念だったが、障害福祉計画の方は国の基本指針に準拠し7つの項目を挙げており、より具体的な表現となっている。
- ・7つのうち4項目は現計画とほぼ同じ内容であり、今回の計画から新たに3つの項目を加えている。

- ・個別の取組についての考え方は、たたき台の中にある程度文章で詳しく書いており、また、障害者計画の方で主な方向性はご説明したので、ここでは計画に掲げる成果目標に絞ってご説明したい。
- ・先ほど、例を挙げてご紹介した障害者計画の成果目標は、市町村により様々であり、中には数値目標を立てていないところもある。
- ・これに対して障害福祉計画の成果指標は、国によりあらかじめ定められており、このため、全国どの市町村の計画も概ね同じ指標を掲げることになる。
- ・成果指標も全部で7つある。
- ・一つ目は「施設入所者の地域生活への移行」である。
- ・これは、国の障害者施策は自立支援という名前が示すように、施設入所や病院入院から自宅での生活に移行しようという方向性であることから、施設に入っている人を減らしていこうという目標である。
- ・国が示す指針によると、令和元年度末の施設入所者のうち6%以上が自宅などでの生活に移行すること、そして、施設に入っている人の人数を令和元年度末時点から1.6%以上削減すること、の2点を目標とすることとされている。
- ・これを受けて、伊万里市の目標としては、令和元年度末時点の施設入所者数が101人いらっしゃるの、ここ数年の入所や退所の状況から推計して、計画が終わる令和5年度末までに8.9%、人数にして9人が施設を退所して自宅での生活に移行することを目標としている。
- ・また、施設入所者の総数を2%削減、人数で申し上げると令和元年の101人から、計画期間が終わる3年度の令和5年度末には99人にすることを目標としている。
- ・次に「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」である。地域包括ケアシステムについては先ほどお話ししたが、国の指針では構築を推進すると書いてあり、市町村計画の具体的な数値目標は設定されていない。
- ・何をもって地域包括ケアシステムの構築が完了するのか、これは答えが出にくいですが、他市町の計画を参考に、障害福祉分野と精神保健の関係機関との協議の場を設けることを目標としている。
- ・現状、関係機関が顔を合わせての会議の場がないわけではないが、これに、例えば当事者の家族会から参加いただくなどの手立ても考えられるのではないかと考えている。
- ・次に「地域生活支援拠点の機能の充実」である。
- ・地域生活支援拠点についても先ほどご説明したが、国が示す基本指針では、少なくとも1か所の確保と、機能の充実のため年1回以上、運用状況を検証、検討することが求められている。

- ・伊万里市では平成 30 年 10 月に地域生活支援拠点を整備しており、目標の半分は達成済みなので、後半部、運用状況の検証を行うこととしたい。
 - ・具体的には、地域の障害福祉関係機関で組織します自立支援協議会の全体会の折に、活動状況の報告を行っていただき、活動をチェックする機会を確保することを考えている。
 - ・次に「福祉施設から一般就労への移行」である。
 - ・ここでは 2 つの指標が示されており、一点目の「一般就労への移行者数」は、就労に向けた訓練を行う福祉施設での訓練や支援を受けて、一般企業へ就労する人の人数のことを示している。
 - ・国の基本指針では、就労に向けた訓練や支援を行う福祉施設を利用して一般就労する人の人数を、令和元年度の実績から 1.27 倍に増やすことを、一点目の目標とするよう求められている。
 - ・次に「就労定着支援事業の利用者」だが、福祉施設を利用して一般就労した人のうち、7 割以上が就労定着支援事業を利用していることが二点目の目標とされている。
 - ・「就労定着支援」というのは平成 30 年 4 月にできた新しいサービスであり、福祉施設での訓練を経て就職した人の仕事上での問題のほか、職場でのコミュニケーション、生活上の課題の解決をお手伝いし、職場で長く働き続けることができるように支援するというものである。いわゆるジョブコーチと似たようなサービスとなる。
 - ・だいたい就職後の半年から支援をスタートし、3 年半経過までの期間、支援を行う。県内には 8 事業所あるが、伊万里市には事業所がないこともあり、これまで伊万里市で利用された例はない。
 - ・一点目の一般就労への移行者数については、伊万里市では令和元年度に施設を利用して一般就労した人が 9 人という実績だったので、令和 5 年度に目指す人数を 12 人、1.33 倍にまで持っていこうという目標としている。
 - ・二点目については、国の基本指針では、一般就労した人の 7 割以上が、就労定着支援を利用することを目標とするようにされているので、たたき台では、令和 5 年度の一般就労者の目標人数の 7 割以上の人数を目標としている。
 - ・ここで 1 点訂正をお願いしたい。たたき台の 55 ページ、四角で囲んだ箇所が一番下の欄だが、ここでは就労定着支援の利用者の目標を 9 人としているが、就労定着支援は、働き始めてから半年以上の人を対象とするため、令和 5 年の 4 月から 9 月までに一般就労した人でないと就労定着支援の利用そのものがない。
 - ・このため、年間トータルの 12 人の 7 割では計算が合わないため、12 人のうち半分の 6 人を上半期の一般就労者と想定し、その 7 割以上が就労定着支援を利用するという目標としたいと思う。
- したがって、6 人に 7 割を掛けると 4.2 人となるので、端数を繰り上げた 5 人、割合にし

て83%を、就労定着支援事業の利用者の目標としたい。

- ・次に「障害のある児童への支援の提供体制の整備等」である。
- ・国の指針では5項目が挙げられているが、このうち現状でできていないものは①、部分的にできていないものが④と⑤となる。

- ・次に「相談支援体制の充実・強化等」である。
- ・国の基本指針では体制の確保が求められており、数値目標や具体的な取組内容は設定されていない。
- ・たたき台では、本市で比較的先進的な取り組みと言える基幹相談支援センターを継続して設置していくことと、各計画相談支援事業所と協議を行う場の開催回数を、暫定的な目標としている。
- ・この項目については、国でも調査研究を行っておられるようで、今後、参考となる資料が示されるとの通知が11月にあったので、それによって変更する可能性がある。

- ・最後に「障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築」である。
- ・たたき台では、佐賀県と連携しての事業所への指導監査の実施などを想定している。

- ・成果目標については以上になる。今後の国の通知や見直し作業の中で、目標値や目標の項目そのものが変更することがあることを申し添えたい。

- ・また、障害福祉計画・障害児福祉計画ではこういった目標のほか、各障害福祉サービスの今後の利用量の見込を書くこととなるが、そちらは目標値ではなく、これまでの実績と今年度の利用実績を見ながら機械的に計算して求めるものであるので、説明は割愛させていただきたい。

(2) たたき台についての意見交換

(委員長)

- ・委員の皆様にはたたき台が郵送されており、既にお見通しいただいているものと思う。
- ・たたき台の内容についてご意見の発言をお願いしたい。また、たたき台について直接関係ないことでも自由に発言いただいても結構である。

(A委員)

- ・計画にはいいことが書いてあるが、絵に描いた餅のようだ。
- ・前の委員会では市内に児童発達支援センターがないことを指摘したが、現状は市外の施設に行くしかないという声を聴くので、実際に予算をつけて少しでも取り組もうということにはならないのか。この委員会に出席しているが、説明を聴いて終わりという印象を受け

る。

(B委員)

- ・本当にそのとおりだと思う。30年以上前から市が設置するひまわり園の大型事業化など要望してきたが、未だにそういう状況である。
- ・ひまわり園は児童発達支援事業所の一つとなっているが、それは違う。基点となるべき施設である。費用は掛かると思うが、周辺から障害のある児童を受け入れることでお金も入ってくる。
- ・児童発達支援センターの機能の充足ではなく、児童発達支援センターの設置を目指してほしい。

(委員長)

- ・たたき台のどの箇所が該当するのか。

(B委員)

- ・成果目標⑤に「児童発達支援センターの機能を充足する方策を検討する」とあり、市外の施設と連携するという説明だったが、そうではなく、伊万里・有田地域での児童発達支援センターの設置を目標に入れてもらえないのか。どうしても無理なのかを尋ねたい。

(委員長)

- ・成果目標をどう変えるべきと考えるか。

(B委員)

- ・「児童発達支援センターの機能を充足する方策を検討する」ではなく、「児童発達支援センターを設置する」とすることはできないのか。

(A委員)

- ・設備にせよ人材にせよ、周囲の市町と連携するという説明だったが、伊万里として力をいれてやるというニュアンスではないようだ。せつかく計画を立てるのであれば、そうした気概をもってはどうか。

(B委員)

- ・財政状況等もあるとは思いますが、児童発達支援センターの設置は長年要望していることなので、目標に挙げてもらえないのか。

(委員長)

- ・たたき台では「児童発達支援センターの機能を充足する方策を検討する」とあるが、これを「児童発達支援センターの設置を検討する」という文言ではどうかということか。

(A委員)

- ・「児童発達支援センターを開設する」としてほしいが、せめて「開設を目指す」としてほしい。

(委員長)

- ・思いを届けるには計画の上でどのように言語化するかを検討しなければならない。成果目標を「児童発達支援センターの設置を目指す」ということを希望されるという意見でよいか。
- ・この件については県と市町との協働により行われるものであり、市民の理解をはじめ県の計画や施策も関係してくるので、確認していく必要がある。

(C委員)

- ・児童発達支援センターの設置はあきらめないでほしい。

(委員長)

- ・私自身も実感するところだが、福祉というものは公共性が高いものであるが、ある地域では医療的ケアが受けられるが別の地域では受けられないといった実態がある。同じ納税者であるにもかかわらず地域によって満たされないということもあるので、そういう点についても理解が及ぶべきである。

(C委員)

- ・それに関連してだが、市内においては発達障害の診断が可能な医療機関が少ない。そこを把握した上で市としていい案をだしてほしい。
- ・また、発達障害者支援センターについて、県内にある事業所は医療機関ではない。伊万里も医療体制を強くしてもらいたい。どう具現化するかは難しいが、医師会の方もいらっしゃるので、何かの機会に考えてほしい。

(A委員)

- ・結局、医療にせよ相談にせよ、よその市町まで行かなければならない。それを市として具体的に取り組む方針をだしてほしい。

(C委員)

- ・その距離感で診断が遅れている人がたくさんいる。

(委員長)

- ・障害者就業支援センターの場合は、唐津市の事業所が伊万里市までカバーするという考えがあるが、そうしたカバー体制ではなく、市内に事業所があればより身近なところでサービスが受けられることにつながるので、そうした充実を目指してほしいという意見である。

- ・障害福祉計画の成果目標⑤の①に関して、児童発達支援センターの設置を目指すことについては予算的な課題のほか県との関わり等もあるが、繰り返し訴えていくという当事者としての要望が出ているが、事務局としてはいかがか。

(事務局)

- ・児童発達支援センターの設置については、専用施設の新設が必要となり多額のコストが課題となるほか、看護師や保育士など専門職の配置もハードルとなる。
- ・保育所や障害児通所支援などの現場においても同様だが、地域に専門な人材が不足している現状においては、設置すると明記しては委員ご指摘のように絵に描いた餅になりかねない。
- ・ただし設置を目指す考えは当然必要なもので、計画の上で設置を目指す旨を位置づけることは可能かと思う。

(委員長)

- ・ハード、ソフト両面の問題があるということである。当事者の立場としては継続して訴えていくほかない。現状を踏まえると、委員会の意見としては設置を目指すということではいか。

(A委員)

- ・伊万里が子育てしやすいまちを目指すにあたり、環境を整えてほしい。いつも財政が厳しいという意見があるが、相談窓口となる児童発達支援センターがあれば地域での子育てがしやすくなると思うので、行政が取り組むよう働きかけることがこの委員会の意味ではないかと思う。

(委員長)

- ・障害福祉計画の成果目標⑤の③「重症心身障害児を支援する児童発達支援、放課後等デイサービスの充実」について、重症心身障害児だけでなく発達障害児まで含めた医療面での強化を図るため、「重症心身障害児等」と表記することについてはどう考えるか。

(事務局)

- ・国が示す基本指針は、重度の身体障害と重度の知的障害が重複する重症心身障害児を受け入れる事業所が全国的に不足しているので、それらを確保することを意図している。
- ・現状は伊万里では事業所は確保できており、たたき台ではそれを維持していくという考えを示している。
- ・一方でC委員が指摘された発達障害への支援の件については、成果目標の表現を重症心身障害児等とすることも一案だが、例えば障害者計画 35 ページからの「教育・育成」で療育体制の充実について書いており、37 ページにはその成果目標として保護者から見た療育体制への満足度を掲げているので、そこで成果を測るということではいかがか。

(委員長)

- ・保護者の療育体制への満足度を上げていくということでカバーできないかという事務局からの意見である。
- ・私から提案だが、35 ページの療育体制の充実の項目に、生活支援に加えて医療的ケア及び診断の強化についても明記してはどうか。

(C委員)

- ・いわゆる医療的ケア児への医療ではなく、発達障害の診断を受けられる機関が少ないことを述べたかったのだが、どのように文言で表現するべきか難しい。

(委員長)

- ・医療的ケアについて書かれている箇所に、発達障害の診断の導入となるアセスメントも付け加えてはどうかと思い提案したところである。

(事務局)

- ・たたき台では、C委員ご指摘の発達障害を診断する機関の不足という課題は記載していないので、委員長から提案いただいた「教育・育成」や「保健・医療」の項目のいずれかで明記するようにしたい。

(委員長)

- ・2005年に発達障害者支援法ができて15年目を迎える。その間、C委員がおっしゃるように支援からもれて格差が生じているケースも多くあるため、継続的な支援のあり方は問題となってくる。
- ・ほかに何かあるか。

(副委員長)

- ・状況報告になるが、障害者就業・生活支援センターについては、唐津市の法人が県の事業を活用され、市内の障害者就業・生活支援センターと協働して伊万里・有田地域の利用者の方の支援に取り組まれている。
- ・これまでの支援を継続して行っていただくよう進めてもらっており、事業所の場所は変わることになるが、就業と生活支援についてはこれまでどおり伊万里・有田地域もカバーしてもらおうこととなっている。
- ・それから、成果目標④の②「就労定着支援事業の利用者」について、市内ではこれまで実績がないという説明もあったが、来年度、就労定着支援事業所の設置に向けた準備が市内で進んでおり、目標達成に向かって取り組んでいるところである。

(委員長)

- ・障害者就業・生活支援センターの現状について、拠点は移転するがアウトリーチも行うな

どしてサービスの質と量は変わらないということについてご報告いただいた。

- ・ほかに何かあるか。

(D委員)

- ・障害者計画の基本施策7「意思疎通支援の充実」に視覚障害と聴覚障害への配慮が書かれており、音訳した広報紙の配布についてふれてあるが、30年ほど前までは60人程度に配布していたが、現在は6分の1くらいにまでに減った。
- ・障害者の人数は極端に減っていないが、個人情報保護の観点から目が不自由な人の情報が入らず、目が不自由な方がどこにいらっしゃるのかわからないので発信のしようがない。
- ・広報紙の音訳はすべてボランティアの方々が行っており、一生懸命取り組まれているので何か方法ないか。
- ・視覚障害者の高齢化により、音声パソコンはあるものの利用できない、耳も遠くなる、さらには指先が固くなって点訳が読めなくなる等の状況にある人たちへ、どのように情報が伝わっているのか不安である。話を聞くと生活が大変ということであり、目が不自由な方が情報を耳から入手できる手立てはないのか。
- ・計画では聴覚障害の人への対応は書かれているが、音訳したものを聞いてくださる人は少ない上に減る一方なので、個人情報保護法を越えて情報を入手できればと思う。

(委員長)

- ・自治体によっては、災害発生時などに備え、本人の同意を得て障害の有無等の情報を支援を行う団体に開示できるようになっているところもある。民生委員・児童委員の方々も苦慮していると聞く。
- ・提案だが、何らかの生活上での困難性やバリアを取り除くため、本人了解のもと支援団体に個人情報を提供できるような工夫が検討できればと思う。実際に取り組んでいる自治体もあるが、伊万里市としてはいかがか。

(事務局)

- ・個人情報の保護は重要であるがために、支援が進みにくいという課題があるのは認識している。委員長から紹介があったように、条件付きで個人情報を開示できるよう条例で定めている自治体もあると聞いているが、伊万里市は現状そうした取り組みはない。
- ・障害については特に配慮を要する個人情報ということもあり、この場で外部提供の可否について答えることは困難である。
- ・以前は広報紙の音訳や点訳はボランティア団体をお願いしてきたが、担い手の確保に苦慮している現状にあるので、委員ご指摘の点は今後の取組のきっかけとなるよう課題として計画に反映したい。

(委員長)

- ・障害を有することで高度な個人情報として位置づけられるが、場合によってはそれが支援

の障害となっているのは事実と思う。こうした点も議論のテーブルに乗るよう現状を届けてもらえばと思う。また意思疎通の箇所は聴覚障害に特化しているので、できれば視覚障害も含めた記載になるようにしてもらいたい。

(E委員)

- ・障害福祉計画の成果目標②「精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築」に、「関係機関が情報を共有」とあるが、これは個人情報も含まれていると考えてよいか。

(事務局)

- ・地域生活に支障をきたしている特定の方の支援する協議の場での個人情報の共有はやむを得ないが、例えば精神に障害がある人のリスト共有までは考えていない。ここでいう情報とは個人情報というよりも、日頃の支援にあたる中で抱える課題などの情報共有と考えている。

(E委員)

- ・障害福祉だけでなく高齢者福祉の分野でも言えることだが、支援を必要とする人を地域で支えようという考えの中で、どこにどのような人がいるのかが分からないことがネックになっていると思う。
- ・支援の方法や対策という情報も大切とは思いますが、やはり支援を行う側としてはそうした情報を少しでも得られれば早期発見につながり対応が円滑に進むと思うので、今後、少しでも検討を進めていただけたらと思う。

(A委員)

- ・計画の中にノーマライゼーションという言葉が挙げられているように、障害の有無に関わらず地域での生活を進めていこうという中で、公立保育園には特に配慮を必要とする児童や家庭を支援するという役割があると思う。公立保育園の集約が進められているが、障害のある児童への対応が十分に機能していくのか不安に感じている人もいるのではないかと。市の考えを尋ねたい。

(事務局)

- ・保育に関することなので答えづらいが、公立保育園が中心的に担っている実態はあるかもしれないが、私立保育園でも障害のある児童の保育を行っていないわけではなく、現状で幼稚園も含め20名以上が通われている。
- ・公立保育園の集約化で不安に感じられているとのことだが、これまでどおり公立保育園と私立保育園とが連携し、保護者が希望される園の利用を目指すことが前提である。
- ・今回の集約化は機能向上を目指して保育部門でも取り組まれていることと思う。委員ご指摘のノーマライゼーションのほか、計画でもふれているようにインクルージョンという考えもあるので、可能な限り保護者が希望する園で受け入れることができるよう取り組まれ

ている。

(A委員)

- ・是非お願いしたい。

(B委員)

- ・国の障害者基本計画の基本理念に「社会のあらゆる活動に参加し」とあり、また障害者計画の基本目標(3)に「誰もが参加しやすい地域」とある。素敵な言葉だが、夢のようなことが書いてあるという印象である。
- ・以前、ある身体に障害のある人のご家族に話をうかがったところ、地区の総会や掃除に参加しようとした際に「無理なくていいよ」と言われたそうである。思いやりでおっしゃられたものと思うが、できれば「段差は車椅子を抱えてやるから」とか、「ゴミ拾いなどできることでいいので来てね」などと言ってほしかったということだった。
- ・当事者自身も積極的に参加しなければならないが、なかなか参加しにくいのではないかと。広報や啓発と言われたが、町や行政区などに対し、具体的に声掛けをしてくださいという啓発の場があったらと思う。
- ・「社会のあらゆる活動に参加」に「例えば地域の行事とか」など具体例を挙げてもらえれば、誰もがそうかなと気付くと思う。「誰もが参加しやすい地域づくり」にしてもそうである。誰もが参加したいと考えているが、参加できないでいる人がたくさんいると思う。それを参加しやすくするには、行政区や地域の人への啓発となると思うが、ただ単にこのように書いてもその方法が分かりづらい。地域の行事や祭りなどといった具体例を挙げることで、障害のある人が地域で生活しやすくなるものと思う。

(委員長)

- ・今のご意見については、具体的な指針や目標を設定する障害福祉計画の中で反映できればと思うがそれでよいか。

(B委員)

- ・はい。

(事務局)

- ・たたき台の20ページから21ページに基本目標について書いており、ここに障害に対する正しい理解について書き加えることはできると思う。また、障害者差別解消法により国民には合理的配慮が求められており、その啓発は必要であるので、障害に対する正しい理解を促すことを計画の中でより強調したい。

(B委員)

- ・合理的配慮というのはそういうことではない。例えば、障害のある人は参加しなくてよい

ということではなく、参加できるようにするにはどうすればよいのかを考えることが合理的配慮である。そういうことを誰にでも分かるように書いてほしい。

- ・あらゆる活動に積極的に参加と書いてあるが、どうすればいいかを考えたときに、もっと分かりやすい、例えば声を掛けましょうなどといった言葉が書かれていない。できないことをできるように支援することが合理的配慮であり、事務局が言っていることは違うと思う。

(D委員)

- ・佐賀県の障害者差別解消条例については、県がパンフレットを作成している。
- ・このたたき台より分かりやすい条例になっているので、それを見てもらえばと思う。

(委員長)

- ・事実確認だが、事務局が言う合理的配慮は、障害のある人が社会参加しやすいよう市民一人ひとりの心のバリアフリーや施設等のハード面での理解や啓発を進めていこうという意図だったと思う。
- ・一方、B委員のご意見は、この計画の内容を受け、より実効性のあるよう声掛けをしていてはどうかというものだった。
- ・こうした考えはリーフレットやパンフレットなどに落とし込んでいくことで伝わっていくもので、そのためにこの計画があり、この計画の前には国や県の計画や指針があり、それが一本の軸になっていることが求められる。
- ・予定時間を経過しているが、そのほか何か修正を要する点はあるか。
- ・なければ次に進みたい。

(3) 今後のスケジュールについて

(事務局)

- ・本日の会議で、たたき台について皆様からご意見をいただいた。いただいたご意見をもとに事務局でたたき台を修正し、それを素案と位置付ける。
- ・その後、2月1日から24日までパブリックコメントを募集する。
- ・パブリックコメントとは、市が各種計画や制度、条例などを決める際に、あらかじめ案を市民の皆様公表し、意見を募集するという手続きである。
- ・パブリックコメントで出された意見をもとに、再度、事務局で素案を修正し、3月上旬に予定している次回の委員会で皆様と協議したい。

(A委員)

- ・開催日はわからないのか。

(事務局)

- ・調整させていただき、なるべく早い段階でご連絡したい。

- ・第3回目の委員会で意見ができれば、それを反映した案を原案と承認していただき、最終的に市長に提案したい。
- ・なお、前回の会議でお示ししたスケジュールでは、最後の3回目の会議を3月下旬としていたが、新年度から新しい計画がスタートすることを考えると、修正を加える期間を設けるため、なるべく早い時期に原案が完成する方が望ましいと考え、作業工程をこの部分だけ早めている。
- ・スケジュールについては以上である。

(委員長)

- ・スケジュールについて委員の皆様から何かないか。
- ・第3回の委員会から市長への提案までがややタイトに感じるが、パブリックコメントをやや早めることはできないか。

(事務局)

- ・運用規定によりあらかじめパブリックコメントの実施を周知する必要がある、広報紙の原稿の締め切りを考慮すると最速で2月1日からとなる。

(委員長)

- ・了解した。それでは、市民の皆様からの意見をいただいた上で、次回は3月上旬の委員会開催となろうかと思う。